令 和 元 年

## 社会文教常任委員会会議録

令和元年5月16日

田上町議会

# 令和元年第4回臨時会社会文教常任委員会会議録

1 場 所 大会議室

3 出席委員

 1番
 小野澤 健 一 君
 7番 今 井 幸 代 君

 2番
 品 田 政 敏 君
 9番 熊 倉 正 治 君

6番 中野和美君 13番 髙橋秀昌君

4 欠席委員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

副町長吉澤深雪町民課長田中國明

6 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明

書 記 中野祥子

7 傍聴人

三條新聞社 新潟日報

8 本日の会議に付した事件

承認第 1号 専決処分(田上町税条例等の一部改正)の報告について 承認第 2号 専決処分(田上町国民健康保険税条例の一部改正)の報告につい て

議案第34号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について

#### 午前11時15分 開 会

社会文教常任委員長(今井幸代君) 皆さん、お疲れさまです。それでは、定刻となりましたので、これより社会文教常任委員会付託案件審査を行いたいというふうに思います。

改選後初めての付託案件審査となります。委員会の構成も決まりまして、2年間 このメンバーで所管事務調査から付託案件審査、進めていきたいと思いますので、 どうぞよろしくお願いいたします。着座で失礼します。

それでは、副町長からご挨拶一言お願いします。

副町長(吉澤深雪君) 改めておはようございます。今委員長よりお話ありましたとおりにこれから2年間社会文教常任委員会のほうの審議よろしくお願いいたします。

今日は、先ほどご提案申し上げました内容、付託案件についてこれよりご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

以上であります。

社会文教常任委員長(今井幸代君) ありがとうございます。

それでは、本委員会に付託されました案件は承認第1号 専決処分(田上町税条例等の一部改正)の報告について、承認第2号 専決処分(田上町国民健康保険税条例の一部改正)の報告について、議案第34号 田上町国民健康保険税条例の一部改正についての以上3案件となっております。

これより議事に入ります。

承認第1号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長(田中國明君) 11時過ぎましたが、改めましておはようございます。町民課 長の田中と申しますが、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、承認第1号 専決処分(田上町税条例等の一部改正)の報告について、 説明をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

議案書のほうは11ページからになっております。先ほど町長の提案理由にもございましたように、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年の3月29日に公布されたことに伴いまして、同年、この平成31年の4月1日を施行日とする改正内容

が含まれておりますことから、毎年のことではありますけれども、本年の税条例の一部改正におきましてもやむなく専決処分をさせていただいたということでありますので、お願いいたします。なお、説明に入ります前にこの今回の専決処分の内容ですけれども、専決処分の日付が平成31年3月29日ということでございまして、条例上の表記は全て平成表記となっておりますし、国のほうから来ております通達によれば平成を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても当該表示は有効とされるということでありますので、説明のほうも平成のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本題に入る前にはじめに今回の改正の概要についてポイントを若干説明させていただきます。まず1点目といたしまして、個人住民税の関係になりますけれども、ふるさと納税の見直しであります。制度の健全な発展に向けて一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより、全国各地の地域活性化につなげるための制度の見直しというものがまず1つ、それから消費増税に伴います住宅借入金等特別税額控除が現行10年から13年間に拡充されたことによりまして、11年目以降の3年間についても所得税額から控除し切れない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内におきまして、個人住民税から控除をする措置が継続されるというのが2つ目、それから3つ目としましては、子どもの貧困に対応するため事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている方が対象になりますが、前年の合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親に対して、個人住民税を非課税とする人的非課税措置が設けられたという、個人住民税でいいますとこの3つがそのポイントになります。

それから次に、2点目といたしまして軽自動車税の関係になりますけれども、現行の軽自動車税を軽自動車種別割というふうに名目が変わります。それから、軽自動車税に係る自動車取得税のかわりに、新たにこの平成31年10月1日から軽自動車税の環境性能割を導入する改正、それから軽自動車税の種別割におけますグリーン化特例というものがあるのですが、いわゆる環境負荷の小さい軽自動車の税金を取得した翌年度のみ軽減する制度、これ新車に限られますが、そういう制度について見直しが行われたというところであります。以上が主な税条例の改正の概要になります。

それでは、詳細な説明のほうに入らせていただきますけれども、事前に参考資料ということで配付させていただいております、このA4一枚の田上町税条例の一部改正の概要というものに基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。議

案書の新旧対照表のほうですとなかなかわかりづらいかと思いますので、この概要 で説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、①、個人町民税関係ということで最初の二重丸です。ふるさと納税制 度の見直しということで、その次括弧の中、第22条の6、それから附則第8条、第 8条の2ということ書いてありますが、これが税条例のそれぞれの条のところを、 ここを改正したということであります。それから、その隣に資料ナンバー1、3か ら6と書いてありますが、これが議案書の参考資料の資料ナンバーというのが11ペ ージから先進みますと載っているかと、すみません。25ページの裏から資料ナンバ ー1ということでこういう形で載っているかと思いますが、その一番最後のところ がこの資料ナンバー1、3、6というのが今回ふるさと納税の制度の見直しについ て改正をするところでありますので、そういうふうな形で議案書のほうは見ていた だければと思います。それでは、説明のほうをさせていただきますが、まず、ふる さと納税の位置づけを今までは寄附金ということでしたが、特例控除対象寄附金と いうふうなことで名目を改めますよということが1つ、それから今度新たに総務大 臣が指定をした団体が特例控除対象寄附金の対象団体となるというようなことで、 総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で、以下の基準に適合する地方団体を 納税対象団体として指定するということで、寄附金の募集を適正に実施する団体、 それから②として①の団体で返礼品を送付する場合は返戻割合を3割以下とするこ とと、返礼品を地場産品とすることということでありまして、田上町はこの申請を 既にしているということで、昨日のちょっと報道でしょうか、全国1,700ちょっとの 自治体がありますが、東京都と市町村でいうと泉佐野市等4市町村以外は総務大臣 は全てとりあえず指定をしようかというようなものが載っておりましたが、はじか れる団体は東京都を含め5団体がちょっとはじかれる予定だというようなことで聞 いているところであります。次に、その2番目の今度丸になりますが、住宅借入金 等特別税額控除の拡充ということで、これについては附則第6条の3の2、それで 資料ナンバー2のところを改正をしているということでありまして、これにつきま しては、消費税の引き上げに伴います需要変動の平準化対策として所得税の住宅ロ ーン控除が3年間延長されまして、その控除期間において所得税額から控除し切れ ない額を、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度において、全く今と 同じ控除限度額の範囲内で住民税からも引きますよというような部分が3年間延長 されるという改正でございます。これにつきましては、平成31年の10月1日以降購 入されて、平成32年の12月末まで居住された方に対象になっていくというようなこ

とでありまして、11年目から13年目のその控除の関係になりますけれども、建物購 入価格の2%分を3等分すると。消費税が上がった分が2%上がりますので、価格 の2%分を3等分した金額か、あるいは年末残高の1%のいずれか少ない額を税額 控除をするというような形になっております。そうしますと、町の住民税が減るわ けでございますけれども、減収分は全額国費、地方特例交付金によって補填をされ るということであります。ですので、町に対するその影響はないということであり ます。これについては平成31年4月1日施行の分でありますので、既に施行されて いるという部分になります。それから、3つ目の丸、住民税人的非課税措置の追加 ということで、これ第13条第1項第2号、資料ナンバー30ということでありますけ れども、これにつきましては結婚をしていなくて、児童扶養手当の支給を受けてい るひとり親の方の前年の合計所得金額が135万円以下、収入でいいますとおおむね 204万円以下ということになるのですが、そういうひとり親の方に対して個人住民税 を非課税とする措置を講ずるというものでありまして、これにつきましては平成33年 1月1日から施行される分でございます。これにつきましては、子どもの貧困に対 応するための措置なのだということでありまして、平成30年課税の状況でいいます と、田上町における対象者は6名ほどいらっしゃるということでありまして、その うち所得が135万円以下という方は約3名いらっしゃるということでありましたの で、その3名の方が33年以降住民税が非課税になるというような形になろうかと思 います。そのような制度の改正と合わせまして、給与所得者の扶養親族との申告書 も新たにこの項目が追加されるということで、そういう様式の改正等を行っており ます。

続きまして、2の軽自動車税関係のところをごらんいただきたいと思います。まず1つ目の丸、軽自動車税種別割の税率の特例の創設ということでありまして、軽自動車税の種別割、今まで軽自動車税と言っていたものが軽自動車税種別割というふうに名前が変わるということで、その中のグリーン化特例、先ほども言いましたが環境負荷の小さい軽自動車の税金を、新車で購入した翌年度のみ軽減する制度になりますが、それを3段階で改正していくということが1つ、それから今もあるのですが、初年度登録から13年を経過いたしました、環境負荷が大きい車両に対する重課税をさらにまた当分の間継続するということ。それから、一番最初に申し上げましたグリーン化特例の規定を平成31年度、今の年度と同じにして、平成32、33年度、2年間また延長をしていくよということ、それから平成34年度、35年度については、そのグリーン化特例の中でも特に今度は電気自動車、あるいは天然ガス自動

車なんかの特に環境の小さいもののみに限定していくという、そういう改正を今回 させていただいているところであります。それとあわせまして、その種別割の賦課 徴収に関するその特例事項を、例えば虚偽の申請による罰則事項などが盛り込まれ たということで、これら新設をさせていただくというものであります。ちょっと裏 面を見ていただきたいのですが、裏面の真ん中から下のところにグリーン化特例 (軽 課)の適用区分ということが書いてありまして、軽自動車税種別割というところを ちょっと見ていただきたいのですけれども、結果的に受けられるのはそこに、区分 のところに書いてあります電気自動車とか、そういったようなものがまず1つ、そ れからその下に平成32年度燃費基準プラス30%達成、それから同上の10%達成とい うことでここが平成33年度までは電気自動車等であれば75パーセントを軽減受けら れるし、その平成33年、燃費基準プラス30%であれば50%受けられると。以下10% は25%の軽減を受けられるということで平成33年まではこれでいくのですが、今回 の税率改正で隣の平成34からというところを見ていただきますと、その下の2つは 今度軽減が平成34から受けられなくなるというような改正をしておるものでござい ます。そのような形で変わっていくというようなことであります。繰り返しになり ますが、これは中古車の場合はこのグリーン化特例の適用は受けられないことにな りますので、新車で購入した翌年度というような形になりますので、お願いしたい と思います。

次に2つ目の丸をごらんいただきたいと思います。軽自動車税環境性能割の非課税措置と税率等の特例の創設ということで、これにつきましては、今度自動車取得税のかわりに環境性能割を導入するということであります。この間テレビなんかでも平成から令和にかわって安くなったのはどれだというようなことで自動車税というようなことが出たりもしておりましたが、そういう形で自動車税をなくすかわりに環境性能割を今度31年の10月1日から導入をしていくというような中身の改正になってございます。あと、それからこれもちょっと裏面のほうをごらんいただけますでしょうか。今度はその上の環境性能割の税率の適用区分ということで、今回の地方税制改正による見直し後のものということでありまして、これも今適用区分がこのような形になっておりまして、環境性能割の税率というところの自家用車というところが本則課税になっております。ここが本則課税になっておりまして、今回その部分を右側の特例適用後ということで、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した、その平成30年の基準適合者についてはそれぞれ非課税にしたり、税率を1%落としたりというようなことで、国は対応を図っていきたいというふう

なことであります。そのような改正を今回税条例のほうで改正をさせていただいているところでありますので、よろしくお願いいたします。あと、あわせて本来環境性能割につきましては、市町村が課税する税ということになるのですが、当分の間県が賦課徴収を行って県に納入していただけるというようなことになっておるところでございます。

#### (市町村の声あり)

町民課長(田中國明君) 本来は、課税主体は市町村になるのですが、市町村は徴収しないで、県が当分の間賦課徴収をしていただけるというようなことになっておりまして、それに伴う事務費は市町村は支払うことになるのですが、5%程度、そういうふうな形で徴収をしていただけるというようなことになっております。

では、最後になりますけれども、裏面の③、法人町民税というところで、大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置ということでございます。これにつきましては、昨年度の税制改正において、大法人の電子申告の義務化が条例上制定されておりましたけれども、それに伴いまして大規模な災害等が発生したときに、電子申告ができない場合の措置を新たに設けたというようなことでありまして、これについては宥恕措置ということで多目にこういう見る措置を設けたよというような内容でございます。ここで言っています大法人といいますのは資本金1億円以上の法人ということでありますので、田上町町内でその法人住民税等を納めていただいているそれだけの法人の数については10法人程度あるというようなことでありますので、それらが該当してくる部分になりますけれども、そのような形の宥恕規定が設けられたという内容であります。

以上簡単ですけれども、税条例の一部改正に関する説明のほうを終わらせていただきます。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご 発言願います。

13番(髙橋秀昌君) 今課長から説明がありました中で、さらに理解を深めるために質疑をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。まず、第1番目のふるさと納税の見直しについては、当田上町は国の方針、総務省の方針に従って3割以内で、しかも地場産品を使っているということから、今後もその対象として認められたという理解の仕方でいいでしょうか。

町民課長(田中國明君) 正式にはまだ届いていないようですけれども、申請をして、

きのうの私が見た記事によりますと、認められたということになるのかなとは思っています。

- 13番(髙橋秀昌君) これは、ちょっとこの仕組み自体がわかっていない部分があるのだけれども、認められないケースというのは認められなかったというケースは、つまり国の指針に従った3割を超えたものなのだが、例えば田上町が3割以内でやっているからといって、国がその一定の交付税を増やしたりという状況はないわけなので、損得で言うと余り影響ないのではないかというふうに受け取り方があるのだけれども、この点はどうですか。総務省が認めるか認めないかというだけで、認められなかったときにはどうなのという、余り関係ないのではないかという捉え方があるのです。この点はどうですか。
- 町民課長(田中國明君) 町単体で見れば今髙橋委員がおっしゃられるとおりだと思います。ただ、納税者から見れば特例控除を受けられませんから、納税者はそういう 団体には寄附しなくなるということになるかと思いますので……

#### (何事か声あり)

- 町民課長(田中國明君) はい、そういうことです。ですので、町単体で見れば髙橋委員がおっしゃられるとおりだと思いますが、納税者から見れば大幅な違いがあるということでご理解いただきたいと思います。
- 13番(髙橋秀昌君) この次に、住宅借入金等特別税額控除の拡充ということなのですが、これもう少し具体的に、これは消費税引き上げによる需要変動の標準化対策としてということなのですが、もう少し具体的に説明してくれない。一般的に3年間ローンの控除が延びますよということなのだが、もう少し具体的に立ち入って、どういうふうにどうなるのかということを説明してくれる。
- 町民課長(田中國明君) 一般の方が住宅を買ってローンを組んだということになりますと、2,000万円のローンを組みましたということになればその2,000万円に対して、住宅の年末の借り入れ残高に対して、税額から控除している制度がもともとあるのですけれども、それはご存じ……

#### (取得控除の声あり)

町民課長(田中國明君) 取得控除、はい。それと全く同じくて、その制度を今回消費税が10%に上がったものですから、その期間を3年間延ばしますというのがまず1つ、11年目から13年目までやると。そこで今度新たに2%分消費税が上がったわけですから、今まで8%で買った人と10%で買った人では2%の差があるわけですよね。そこの部分をまず3年間でその住宅の取得額の2%、例えば2,000万円のものを

買ったのであれば2%だから、60万円になるわけですよね。でも、それと年末残高のどっちか今度、その60万円を3等分するということなので、各年、3年でいうと20万円ずつ引くか、あるいは年末残高2,000万円のうちを買えば当然毎年減っていきますから、恐らくそのころ10年たって、11年目、12年目というのは千何百万円になるわけです。そのいずれか少ないほうを今度は新たにその3年間で引いていくよ、というような今回制度の改正があったということです。なかなかちょっとすみません。俺も説明が下手で。

- 13番(髙橋秀昌君) 何となくわかった。では、次に伺います。住民税の人的非課税の関係ですが、これは消費税と関係なく改善されたものという受けとめ方でいいでしょうか。
- 町民課長(田中國明君) 今回のここの改正については子どもの貧困の対応のためということでありますので、それはまた別なものと考えております。

(俺ばかり言っているけれども、いいのの声あり)

2番(品田政敏君) 俺ばかりって遠慮しているようですので、ちょっと離れるかもしれませんが、先ほど田上で億の資本が10社あるというふうなこと言われましたよね。 具体的に聞かせていただけることはできますか。

(何事か声あり)

- 2番(品田政敏君) できなかったらできないでいいです。それから、最初に髙橋委員が質問したいわゆる地場産品を3割に守っているということの私、内容今ひらめきなのですけれども、確かに納税者にとっては減税分があります。でも、それをなくしても例えば3割以上のものを、例えば泉佐野市だとか何かやっているプレミアム何とか、アマゾンの何とか使っているとかいうのあります。あれも、ではあえて総務省に対して反旗翻すようなのですが、それも1つ考え方としてはありだなと私的には思ったのですけれども、今の若干ひらめきです。本当の意味で、でも本当に返礼品がいいものだから、そっちのほうに飛びつくというような私の今ちょっとひらめきというか、考えなのですが、その2点お願いします。
- 町民課長(田中國明君) 先ほど言いました資本金が1億円を超える大法人というのは 10社程度ありますが、ちょっとそこはお教えすることはできませんので、お願いし たいと思います。

それから、次のふるさと納税の関係については、田上町としましてはやはりその ルールを犯すのではなくて、ルールの範囲の中で適正に運用していきたいという考 え方を持ってやってきたと考えておりますので、その辺もご理解いただきたいと思 います。

- 13番(髙橋秀昌君) それでは、次に行きます。軽自動車税関係なのですが、こういう 理解でいいでしょうか。グリーン化特例の規定を平成31年度と同額として平成32年、 33年の2年間延長し、平成34年、35年度のグリーン化特例では電気自動車だけを対象にするよという理解の仕方でいいのでしょうか。
- 町民課長(田中國明君) よろしいです。
- 13番(髙橋秀昌君) これは、あくまでも新車購入なのだけれども、今軽自動車で電気はもう発売しているの。しているの。
- 町民課長(田中國明君) 三菱か何かの名前は忘れましたが、1台あるはずです。
- 13番(髙橋秀昌君) これは、消費税増税によるものとしながら特定の会社の特定の車の販売促進に利用するだけということになりはしないかというふうに感じたのだ。余りこの電気自動車化を今後進めていくというのは世界の流れであるということはわかるのだけれども、当面、つまり将来ではなくて平成34年、35年のわずか先に電気自動車だけは対象にするよということになると、消費税対策と言いながらも実際にはほとんど使えないのではないかという受け取り方が私の中にあるのだけれども、この点はどうでしょう。
- 町民課長(田中國明君) ちょっと確かに髙橋委員が今言われるような部分も反面あるのかなというふうなので今言われればそう思うのですけれども、基本的には各メーカーそれぞれそれなりの台数をどうも用意しているようなので、その辺がこれからあと3年後、4年後に変わってくるのかなというふうなことでは考えておりますが、そのときにまたこのような税率の改正がどのような形になってくるかという部分、また1つあるのかなというところなのですけれども、申し訳ありません。
- 13番(髙橋秀昌君) 私のほうの知識がなかったせいなのかもしれないけれども、まだほとんどがハイブリッドとかディーゼル車なのに、もういきなり世界の流れは電気だからといってここら辺の実態に沿って変えていくならわかるのだけれども、世界の流れが電気だから、日本はまだそこまでいっていないのに、しかも軽自動車でという、田上町だから、軽自動車になるのだけれども、ごめんなさい。軽自動車にグリーン化特例などと設けて電気に指定するというのは、ちょっとこれ消費税対策としてもお粗末なのではないかという、こういう見方があったものだから、ちょっと伺ったのです。
- 町民課長(田中國明君) これ町の税なので、軽自動車税ということで提示してありますが、普通車もこれと全く同じものになりますので。

(臨機応変さがないの声あり)

町民課長(田中國明君) そういうことでお願いしたいと思います。

(決まったのだから、出しているだけなのかもしれないけれどもの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) ほかにありませんか。

ないようですので、承認第1号に対する質疑は終了したいと思います。

次に、承認第2号 専決処分(田上町国民健康保険税条例の一部改正)の報告について、執行の説明を求めます。

町民課長(田中國明君) よろしいでしょうか。それでは、この議案書の39の後で、26ペ ージからになりますでしょうか、お開きいただきたいと思います。よろしいでしょ うか。資料ナンバー39の次の26ページからが今回の国民健康保険税条例の一部改正 の関係になります。承認第2号です。これも先ほど町長の提案理由にございました ように地方税法施行令、今度施行令のほうです。一部改正が3月29日に公布されま したので、またこれも同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれていることか ら、やむなく専決処分させていただいたものであります。その改正の内容につきま しては、中間所得層の負担軽減に配慮するため、保険料の賦課限度額の引き上げ、 それからもう一方で保険料軽減対象世帯を拡大するため、所得判定基準の引き上げ を行うという改正でありまして、まず保険税賦課限度額基礎課税額の医療給付費分 の保険税賦課限度額を、現行の58万円から61万円というのが資料ナンバー40のとこ ろをちょっと見ていただきたいと思いますが、新旧対照表のところに、第3条の2 というところに61万円というのが載っていますけれども、それが向かって右側、旧 のほうを見ていただきますと58万円というところが線引いてありまして、ここは3 万円増額をするということであります。そうしますと、町に対する影響としまして は、現行58万円で8世帯の方が限度額納めていただいているところなのですが、3 万円引き上がりまして、61万円になることで7世帯の方がまだそれでもその限度額 納めていただかなければだめな状況だということです。それに伴います影響額とし ましては、約23万8,000円ほど保険税収入が余計になるというような状況であります。 これについての影響額はそれだけです。すみません。先ほどの私資料作って、一番 けつのところに今説明している関係の部分がありますので、そこを見てもらったほ うがよかったです。すみません。裏面のところです。今度、ではこれは平成31年4 月1日から施行されている分です。次に、保険料軽減対象世帯の拡大ということで ありますけれども、保険料軽減世帯、所得の判定基準が引き上がるということで現 行5割軽減世帯については、27万5,000円が5,000円プラスされて28万円に、2割軽減世帯については50万円から51万円にということで、1万円引き上がるというような内容でございます。ここについても平成31年4月1日から施行される分でございまして、この軽減世帯対象の影響額としましては、今まで2割軽減だった世帯が今度5割軽減を受けられることになるというようなことで、約32万円ほどこの分減収となる見込みであります。国保税としては32万円ほど減収となる見込みでございまして、見込みなのですが、その減収になった分につきましては、保険基盤安定制度ということで、そういう制度がありますので、全額補填されますので、国保会計にこの分についての影響はないというような状況であります。ここにつきましては、毎年このような関係で少しずつ、少しずつそれぞれ医療に係る負担の調整というのをやっておりますので、そのようなことの改正になりますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発 言願います。

13番(髙橋秀昌君) また私のほうから理解を深めるために質疑を行いたいと思います。 国保の関係でありますが、まず第1点は国保税の、国保料って書いてある国保税の料ではないだろう。税だろう。ここにある。田上町は国保税です。国保税の課税限度額の引き上げでありますが、今回のが61万円に引き上がって、これまでの最大が8世帯だったのだけれども、1世帯減るということでありますが、それではこの世帯の人たちの平均という言い方が正しいかどうかわからないけれども、平均というとわけわからなくなるから、田上町の実態としてこのランクに入る一番低い収入額の人、一番高い収入額の人、これを出せたら。各世帯ごとに全部言わなくていいので、大体この世帯、最低が例えば1,000万円で、最高が2,000万円ですよとか、そんなふうに言えたら、説明できたら説明してほしい。なぜこれ聞くかというと、国保の世帯は一般には収入が少ない世帯が組織されているわけ。こういう世帯に58万円を61万円に上げていいのか、というのがずっと私も過去の活動の中での認識だったのだけれども、だからこそ大体どのくらい、例えば1,000万円を超えるような世帯が国保の世帯にあれば、それはやむを得ないでしょうというふうに言える部分でもあるわけなのだけれども、この点わかるだけ説明していただけますか。

町民課長(田中國明君) 手元に今髙橋委員が言われる細かい資料がちょっとないので、 1人世帯で仮に見たときにその61万円というようなことになりますと、収入でいう と1,000万円を超える方というような形になろうかと思います。ただ、7世帯のその 状況を見て個別のその案件というのはちょっと今資料がないので、基本的には限度 額いっぱい払うというようなことになりますと、収入でいうと1,000万円を超えるよ うな世帯の方ということになるということですので、お願いいたします。

- 13番(髙橋秀昌君) そうすると、1人世帯で1,000万円を超えるわけですから、妻、子 どもなどがいればもっと、もっと大きな収入世帯という考え方になります。それで いいですね。下がらないよね、下がる。子どもがいれば、ああ、そうか。子どもい ると引かれるのではなくて足される。ごめん。
- 町民課長(田中國明君) 均等割と平等割等そういうのがありますので、逆に今家族がいると下がってくるということでありますので。
- 13番(髙橋秀昌君) 二、三分ではちょっとつかめない。二、三分でつかめない。できればそこちょっと知りたいなというのが、ちょっとではなくてしっかりと知りたいというのがあるのだけれども、そのことをもって論議する中身ではないので、委員会終わってから各議員に資料として出していただけるように委員長、取り計らってくれる。いわゆる最高限度額の収入が田上町の実態の見込みとして、どの程度収入になるのかということを知りたい。今1人世帯であれば1,000万円以上ですよというのはわかったけれども、全部が1人世帯であるわけがないので、その実態を知りたいということで、後で資料をお願いしたい。委員長、それ諮ってね。

それから次に、5割軽減と2割軽減ですが、これはちょっと確認なのだけれども、 均等割かな。平等割の5割。

町民課長(田中國明君) 両方でございます。

13番(髙橋秀昌君) 均等割も平等割も。質疑終わります。

- 社会文教常任委員長(今井幸代君) 今ほど髙橋委員より資料請求のお話がありましたけれども……。
- 町民課長(田中國明君) このまま多分お昼からも入るのであればそのときに準備をしたいと思います。できるだけ早く。
- 社会文教常任委員長(今井幸代君) もう一件あるので、ここで一回休憩入ろうと思うので、また午後リスタート。

(いいですかの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) この件ですか。

(いや、この件の声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) この件に関してほかに質疑のある方。

- 2番(品田政敏君) 議員としての発言となると変になるのだと思いますが、現状今加茂市の財政がどうだらこうだら言っていたときに国民憲法の未調整がいっぱいあったとかいう話がマスコミ等々から今出ているのですが、そういう記事があったのです。私も実際的に今のところ、国保入ったり、それから社保に入ったりしているので、一般人の人としてはやっぱり高いなという感覚が非常にあるのです。だから、やっぱり議員全体が、私も皆さん方に要望なのですけれども、皆さん方に……
- 社会文教常任委員長(今井幸代君) いいですか。品田さんいいですか、すみません。 今ご質疑をいただける案件に関しては承認第2号 専決処分(田上町国民健康保険 税条例等の一部改正)の報告についての質疑になります。それに外れるような要望 ですとか、意見というのは今受け付けられるものではないので、その点を踏まえて ご質疑があればお願いをいたします。
- 2番(品田政敏君) 今議員としての認識を私も含めてやってもらいたいなと思うことです。
- 社会文教常任委員長(今井幸代君) 関連ということですか。
- 6番(中野和美君) まず、品田委員のもしかしたら誤解があるのではないかと思って いるので、今回税制改正ありました資産割が大きくなくなりましたので……
- 社会文教常任委員長(今井幸代君) 中野委員、それは議案第34号になります。次の議 案案件になります。
- 6番(中野和美君) なるのですけれども、それを後で説明を受けると品田委員の問題 が解決するのではないかと思われます。

髙橋委員のその7名、8名のことに関しましては、ちょっと個人情報にかなり切迫するものがありますので、資料、私は必要ないです。

(何が個人情報なのだ。ばかなこと言うなよの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 髙橋委員のおっしゃられていた資料請求の中身というのは、恐らくこの8世帯が一体どういった収入になっているのかとか、モデルがどういった形なるのかという、その生活の水準をどういったところに当たってくるのかということを知りたいということなのだろうというふうに思いますので、個人情報にかかわるようなものではないのかなというふうに思っておりますので……

(何事か声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) ということですので、委員会への資料として提供 していただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。 ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

それではないようですので、承認第2号 専決処分(田上町国民健康保険税条例 の一部改正)の報告に対する質疑は終了したいと思います。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は、1時15分よりとさせていただき たいと思います。よろしくお願いいたします。

では、資料のほうよろしくお願いいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時15分 再 開

社会文教常任委員長(今井幸代君) 時間より少し早いですけれども、皆さんおそろい ですので、再開したいというふうに思います。今ほど三條新聞社のほうより傍聴の 申し出がありましたので、これを許可しております。

それでは、会議を再開したいと思います。

それでは、町民課のほうより先ほど髙橋委員より資料の請求がありました今お手 元に、皆さんのほうに配付をしてありますので、その点について説明をお願いした いと思います。

町民課長(田中國明君) それでは、先ほど髙橋委員のほうから資料請求のありました 中身について、お手元A4一枚紙の様式ですけれども、ちょっと若干説明をさせて いただきたいと思います。7世帯における課税の状況ですけれども、最大で所得で 約1,480万円ということで、資産割が3万円かかっている世帯、加入されている方は 4名の方ということで、参考までにその下に給与収入でいうと、約1,700万円程度の 収入があるというところから7人の中で一番少ない方でも744万円の所得、2人世帯 ということで資産割としては11万円課税をされておられる方でいらっしゃいまして、 これ給与収入で換算いたしますと、約960万円の収入というような状況になってござ いますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長(今井幸代君) ありがとうございました。

それでは、承認第2号 専決処分(田上町国民健康保険税条例の一部改正)の報 告についてに対する質疑は終了したいというふうに思います。

次に、議案第34号 田上町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といた します。

執行の説明を求めます。

町民課長(田中國明君) それでは、今度は保険税条例の一部改正ということで、議案 書のほうは38ページのほうからになりますので、お開きいただきたいと思います。

議案第34号 田上町国民健康保険税条例の一部改正であります。

説明に入らせていただく前にこれまでの経過、それから改正の概要等について若 干説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。今回の改正の概要と いたしましては、国民健康保険特別会計におけます財政調整基金の積立額が平成30年 度末におきまして、約2億5,000万円になる見込みでありまして、数年前から保険税 の引き下げを検討する必要があるのではないかというご意見を議会のほうからもい ただいておったところでございます。しかしながら皆さんご承知のことかと思いま すけれども、平成30年度から国民健康保険制度改革に伴いまして、新潟県が市町村 とともに国保運営を行い、安定的な財政運営を担うなど国民健康保険の都道府県化 というのが行われたところでありまして、そのようなことから町といたしましては、 国保財政における影響がどの程度あるのか、ちょっとその段階で判断がつかないよ うな状況でございました。そのため、税率のほうを据え置きとさせていただいてき ておったところでございます。そのような中、今般その都道府県化されたことに伴 いまして、逆に医療費にかかる分というのは全額県から交付金という形で受けられ ることなど安定した運営ができることが見通せてきたため、このたび課税方式の見 直しを含めまして、保険税の税率の引き下げを行いたいということで、今回条例の ほうを改正させていただきたいというものであります。その内容ですけれども、具 体的に申し上げますと、1つは医療給付費分に係る資産割をまず廃止をさせていた だきたい。これにつきましては県内30市町村ございますが、そのうちもう既に25市 町村で資産割を廃止しているという状況でございます。それから、医療給付費分と 後期高齢者支援金分というものがあるのですが、そこのバランスが若干バランスが ちょっと崩れておりまして、非常に後期高齢者支援金分というのが田上町が非常に 率が低くなっておりまして、県内30番目というような状況でありましたので、そこ ら辺のアンバランスになっている部分を是正をさせていただいた上で保険税率のほ うを引き下げしたいというようなことで、これから説明をさせていただきたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、すみません。この議案書とは別冊でついておりました議案第34号 参考資料、町民課というものをごらんになりながら説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それと、議案書のほうです。議案書のほうにつきましては、資料ナンバー43からになります。それでは、まず最初に今現在これ表が上と下と2つ同じものがありますが、上段が現在の国民健康保険税の税率の関係が載っておりまして、それでその下段が今回このような税率に改正をし

たいという中身であります。下段のほうで説明を申し上げますが、まず今回改定箇 所ということで大きくくくってありますが、下のほうの表になりますが、医療給付 費分、後期高齢者支援金分というこの2つのところが一つの大きい丸でくくってあ るかと思いますけれども、ここの部分を今回は改正させていただきたいということ であります。まず、向かって一番左の医療給付費分ですが、ここについては全ての 被保険者が対象で納めていただくというような部分になりますけれども、まず最初 に所得割という部分でございます。ここが資料ナンバー43でいいます第4条の右側 の新のほうの改正のところになりますけれども、100分の6.2にしたいということで あります。現行は上のほうを見ていただきますと、上の表で6.56というものがあり ますが、ここを0.36%所得割の部分は下げていきたいということであります。次に その所得割の下のところに大きいバツがくれてありますけれども、先ほど申し上げ ましたが、資産割額、ここについては資料ナンバーの43でいいますと第3条、それ から第5条の部分になりますけれども、資産割を廃止をしていきたいということで ございます。そうしまして、今度その下になりますが、波線の下、均等割額という ものがございますが、ここにつきましては、ここも資料ナンバー43の第6条の関係 になりますけれども、2万5,000円を3,100円引き下げまして、2万1,900円にしたい というものでございます。それから、その下平等割額ということで、ここは第6条 の2の改正になりまして、資料ナンバーでいいますとこれもまた43から44のところ になりますけれども、2万4,000円から2万1,500円を引き下げて、2,500円引き下げ まして2万1,500円にしたいと、ここまでが医療給付費分の改正の内容でございます。 それから、隣の後期高齢者支援金分のところになりますが、ここは先ほど言いまし たようにちょっとバランスがおかしくて、県内でちょっと一番最後のほうに位置す る程度低かった部分なので、ここは逆に少し引き上げさせていただきたい、という ことでバランスを調整させていただきたいということになるわけですけれども、ま ず最初に課税所得割額のところですけれども、今まで1.9%であったものを0.8%引 き上げて2.7%にさせていただきたいということでありますし、次にその波線の下に 今度均等割額というところで1万1,800円となっておりますが、ここについては 8,700円から3,100円ここは引き上げさせていただいて、1万1,800円とさせていただ きたいということで条例のほうを改正をさせていただきたいということであります。 そうしますと、次のページをちょっとごらんいただきたいのですが、このような

そうしますと、次のページをちょっとごらんいただきたいのですが、このような 形で税率を改正させていただくとどうなるかというのが次の表になります。まず、 大きい(1)、改定(案)での増額対象世帯数ということで今回のこの税率で算定を

いたしますと、それでも約218世帯、人数でいいますと386人の方がその下に、向か って一番左の上のところになりますが、MAX2万700円という数字があるかと思い ますが、一番税金が上がる人で2万700円、ちょっと上がりますということが出てき ます。これは、ゼロから、100円から2万700円まで上がるということで、その影響 を受ける世帯数としては218世帯いるということでありまして、その隣見ていただき ますと例えば1,000円未満であれば40世帯、それから2,000円未満であれば49世帯と いうことでそれぞれ横に上がる状況、負担がちょっと若干増える方、世帯数がそこ にそういうふうに記載をしておりますが、相対で218世帯の方が上がる人がいるとい うことをまずご承知おきいただいた上で、それでその次の下の表になりますが、改 定(案)での課税所得別増額対象世帯数ということで課税所得100万円以下の方です と、33世帯増加する方がいますと。そうなのですけれども、増額幅としては100円か ら1,600円ということで、上がるにしても年間で100円から1,600円というような状況 であります。その内訳を見ますと33世帯上がるのですが、1,000円未満の方は24世帯、 それから3,000円未満の方が9世帯ということで、できるだけ上がる方について広く 浅く恩恵を受けられるようにということでその辺を配慮させていただいて、今回こ の税率を決めさせていただいていたところであります。そうしますと、結果的に先 ほど言いましたように218世帯という方は増えるのですけれども、そのうち1,000円 未満は40世帯、3,000円未満は80世帯、5,000円未満で39世帯というような形でちょ っと増える方がいるということをご承知おきいただければと思います。それで、そ の下の表になりますけれども、課税状況ということで平成30年度本算定と今回のそ の改定(案)で計算すると、どれだけ下がったりするかというような部分になりま すけれども、H30との比較というところをごらんいただきたいと思います。医療分 でいいますと、1人当たり8,968円下がりますと。これ平均になりますが、1人当た り8,968円、1世帯当たりで言いますと1万5,990円下がりますということになりま す。そのかわり支援金分の税率、それから均等割をちょっと上げさせていただくも のですから、支援金分につきましては平成30年度と比較いたしますと1人当たり 6,345円上がりますと。世帯当たりでいうと1万174円上がるというような状況にな りまして、医療分プラス支援分でいいますと1人当たりそれでも2,623円引き下げる ことができまして、1世帯当たりでいいますと、5,816円の引き下げというような状 況に持っていけるのではないかということで考えているところであります。これ前 に説明をさせていただいた予算委員会等のときには5,545円というような数字を明示 させていただいておりましたが、それよりもまた約272円ほど引き下げが可能になっ

たかなというようなことでいただいているところであります。それで、平成31年度 以降のその収支の見込みということで、基金の保有状況になりますけれども、ここ については当初ご説明をさせていただいていた数字と大幅に変わりはございません ので、平成31年度から平成35年度までで約1億4,000万円ほどの財源を活用しながら 少し軽減に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。そうしま すと、それでもまだ約1億円の国保会計における財政調整基金の残高がございます ので、1億円あれば大きな災害とか、そういったような場合の減免等の対応にも十 分対応できるのではないかというようなことで担当課としては考えているところで ありますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

それで、もう1ページはぐっていただきますと、今度保険税のモデルケースの状 況になります。まず一番上、60歳単身世帯で世帯主収入なし、資産なしということ で、この方7割軽減が受けられるということになるのですけれども、そういう方で すと年額で700円安くなりますよということであります。これと同じケースの方がそ の下のところに収入なし (課税所得なし)、固定資産税なしということで376世帯の 方がこの一番上のケースと同じようなことで該当しまして、その方々でいいますと、 最低500円から最大で2,500円引き下がるというような状況でございます。その次に 60歳単身世帯、世帯主、収入なし、固定資産税5万円をお支払いいただいていた方、 課税されていた方ですと7割軽減を受けて、その方ですと一番またその表の右側へ 行きますと差額1万5,600円ということで、こういう方ですと年額1万5,600円程度 の減額になるということで、これと同じ状況のそのケースでいいますと、253世帯 339人の方がそれに該当をしてくるということでありまして、その方々でいいますと 1,300円からマックス9万5,200円まで、安くなるというような状況ということでご ざいます。次に、60歳単身世帯ということで世帯主、給与収入165万円ということで、 固定資産税5万円の課税がされていた方ですと、一番右側になりますが、差額で約 1万4,500円年額で安くなるというような状況が見込めるということであります。た だし、その下に今度固定資産税がない方でいいますと所得100万円の方で1人世帯だ というような状況になりますと、400円程度上がりますよと、その世帯人数が多けれ ば多いほど増えていくような形で、300万円の(443万円)というのはこれ収入にな りますが、所得で300万円で5人世帯であると、年間9,300円ほど固定資産税がない 方については上がる見込みであるということであります。ただ、その所得、90万円 で増減はしないよというようなことで書いてございます、そのようなことでご理解 いただければと思います。そういう方が162世帯いまして、100円から2万700円まで

上がる方がいらっしゃるということでございます。それから、最後になりますけれ ども、固定資産税ありの方で5万円の方ですと、そこに記載されておりますとおり 一番下の300万円の所得の方ですと5人世帯で約5,600円ほどは減額されるという見 込みであります。このケースでいいますと、そうであれ増額対象になる方が56世帯 いまして、113人ということで100円から1万6,500円上がるということでありますし、 また減額になる方はその固定資産税があった方については785世帯の方が減額の対象 になりまして、その数1,549人ということでゼロから約11万3,800円ということで、 大幅にここはちょっと少なくなるというような状況であります。この税率で課税を することになればそのような形でいくというようなことになります。それで、ここ に今、今日議会のほうに議案を上げさせていただく前に、国民健康保険運営協議会 のほうで諮問させていただきまして、答申をいただいておるところでございますけ れども、課税の見直しを含め税率の引き下げということではあるが、1割程度の人 は若干上がるということも鑑みて、その辺丁寧に説明をしていくようにというよう なことで、そのような答申をいただいておるところでありまして、今非常にいいの ではないかというようなことで答申をいただいたところであります。したがいまし て、結果的に広く、浅く、皆さんにできる限り恩恵が渡るような形で少し税率のほ うを今説明させていただいたような形で変えさせていただいておりますので、何と ぞよろしくお願いしたいと思います。

以上簡単ですけれども、説明のほう終わらせていただきます。

社会文教常任委員長(今井幸代君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発 言願います。

- 13番(髙橋秀昌君) 全体としては当初予算のときから見れば平均的には下がるということがわかりましたが、ここで固定資産税なしの世帯が162世帯、273名が増税ということになるわけですが、これは固定資産税なしですから、宅地もないし家もないということですので、借家等に住まわれている人というふうに受けとめていいでしょうか。
- 町民課長(田中國明君) そういう方もいらっしゃいますし、例えば親と一緒に同居していて、加入している本人が持っていないというようなケースもあるかと思います。 (何事か声あり)
- 町民課長(田中國明君) 親が国保以外で、例えばその世帯の子どもだけが国保に入っているというような方も中にはいらっしゃると思います。

(何事か声あり)

- 町民課長(田中國明君) そうです。保険が国保ではなくて、今度後期高齢に移ったとか、特定世帯と言われるような人になりますか。
- 社会文教常任委員長(今井幸代君) ほかにありませんか。

すみません。私から1点だけ確認させていただきたいのですけれども、今回の税率改定によって増額となる世帯が218世帯、約12%の世帯の方が増額になるのですけれども、それ以外の88%ぐらいの世帯の方は減額をされる、それ以外の世帯は減額をされるということでの考えで大丈夫でしたよね。

- 町民課長(田中國明君) そのような解釈で間違いございませんので、お願いしたいと 思います。
- 社会文教常任委員長(今井幸代君) ありがとうございます。

ほかにありませんか。

ないようでございますので、議案第34号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

承認第1号 専決処分(田上町税条例等の一部改正)の報告について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

- 13番(髙橋秀昌君) 承認第1号 専決処分については、消費税増税に伴うものであり、 私は消費税増税そのものには反対でありますが、その具体的な中身についてはそれ を軽減させるという措置が入っておりますので、賛成とします。
- 社会文教常任委員長(今井幸代君) ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分(田上町税条例等の一部改正)の報告について、 採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案 のとおり決定しました。

続いて、承認第2号 専決処分(田上町国民健康保険税条例の一部改正)の報告 について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### (異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案 のとおり決定しました。

続いて、議案第34号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(髙橋秀昌君) 私は、賛成の立場での討論であります。去る予算委員会のときの資料との比較をすればさらに世帯平均の保険税が引き下げられると、額自体はそんなに大きくないのだけれども、引き下げられるということ。そして、一般に下がればそれでいいでないかというふうに見がちなのですが、そこをさらにやっぱり詰めて非常に細かく調査をした結果、さらに下げるという、こういう努力については高く評価したいと思います。ただ、残念なことにあくまでもこの5年間の基金、2億5,000万円の範囲内だということで、やっぱりこれがなくなったときにどうなるのかという不安はあるものの、現在はため過ぎた2億5,000万円を使って有効に引き下げをするという、この姿勢については大いに賛同したいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長(今井幸代君) ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案 のとおり決定しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時39分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年5月16日

社会文教常任委員長 今 井 幸 代